

公共情報コモンズ 情報発信および受信に関する細則

現行	改定
<p style="text-align: right;">平成 23 年 5 月 25 日制定 平成 27 年 4 月 1 日改正</p> <p style="text-align: center;"><u>公共情報コモンズ 情報発信および受信に関する細則</u></p> <p>(情報種別の公開)</p> <p>第1条 公共情報コモンズサービス(以下「本サービス」といいます)において各情報発信者が発信する情報種別は、全てのサービス利用者等に対して公開することを原則とします。</p> <p>2 本サービスにおいて情報発信者以外から取得する情報種別については、情報提供者側の事情により公開対象を制限する場合があります。</p> <p>(発信する情報種別の改廃)</p> <p>第2条 情報発信者が発信する情報種別を追加または廃止する場合、情報発信者はその変更を実施する 30 日前にコモンズセンターに対して申告するものとします。</p> <p>2 コモンズセンターはサービス利用者からの申告を受けた後、情報種別の改廃内容について全サービス利用者等に対して周知します。</p> <p>(情報発信の停止)</p> <p>第3条 情報発信者は情報の一部または全部について発信を停止する</p>	<p style="text-align: right;">平成 23 年 5 月 25 日制定 平成 27 年 4 月 1 日改正 平成 27 年 12 月〇日改正</p> <p style="text-align: center;"><u>Lアラート 情報発信および受信に関する細則</u></p> <p>(情報種別の公開)</p> <p>第1条 <u>Lアラート</u>サービス(以下「本サービス」といいます)において各情報発信者が発信する情報種別は、全てのサービス利用者等に対して公開することを原則とします。</p> <p>2 本サービスにおいて情報発信者以外から取得する情報種別については、情報提供者側の事情により公開対象を制限する場合があります。</p> <p>(発信する情報種別の改廃)</p> <p>第2条 情報発信者が発信する情報種別を追加又は廃止する場合、情報発信者は、その変更を実施する 30 日前に<u>Lアラート運用</u>センターに対して申告するものとします。</p> <p>2 <u>Lアラート運用</u>センターは、サービス利用者からの申告を受けた後、情報種別の改廃内容について全サービス利用者等に対して周知します。</p> <p>(情報発信の停止)</p> <p>第3条 情報発信者は、情報の一部又は全部について発信を停止する</p>

現行	改定
<p>場合、停止する 30 日前にコモンズセンターに申告し、コモンズセンターは全サービス利用者等に対して周知するものとします。ただし情報発信者側での障害発生などやむを得ない理由により事前の申告が困難な場合はこの限りではありませんが、その場合も情報発信者は可能な限り速やかにコモンズセンターへの申告を行うものとします。</p>	<p>場合、停止する 30 日前にLアラート運用センターに申告し、Lアラート運用センターは、<u>当該申告内容を</u>全サービス利用者等に対して周知するものとします。ただし、情報発信者側での障害発生などやむを得ない理由により事前の申告が困難な場合はこの限りではありませんが、その場合も情報発信者は可能な限り速やかにLアラート運用センターへの申告を行うものとします。</p>
<p>(情報種別の制限)</p> <p>第4条 本サービスにおいて発信可能な情報種別は公共情報コモンズサービス利用規約等に定められたものに限ります。定められていない情報種別は、公共情報コモンズシステムに発信できません。</p>	<p>(情報種別の制限)</p> <p>第4条 本サービスにおいて発信可能な情報種別は、Lアラートサービス利用規約等に定められたものに限ります。定められていない情報種別は、Lアラートシステムに発信できません。</p>
<p>(データフォーマットの制限)</p> <p>第5条 本サービスでの情報発信において使用可能なデータフォーマットは公共情報コモンズサービス利用規約等に定められたものに限ります。定められていないデータフォーマットは、公共情報コモンズシステムへの発信には使用できません。</p>	<p>(データフォーマットの制限)</p> <p>第5条 本サービスでの情報発信において使用可能なデータフォーマットは、Lアラートサービス利用規約等に定められたものに限ります。定められていないデータフォーマットは、Lアラートシステムへの発信には使用できません。</p>
<p>(訓練モードおよびテストモード)</p> <p>第6条 本サービスの情報発信では、「本番」「訓練」「テスト」の3種類のモードを設けます。情報発信者は必要に応じてモードを切り替え、情報を発信することができますが、モードの選択には細心の注意を払わなければなりません。</p> <p>2 情報伝達者および特定協力事業者は、発信された情報のモードが「訓練」あるいは「テスト」である場合、その情報を実際の伝達に使用しないよう細心の注意を払わなければなりません。</p>	<p>(情報発信時のモード)</p> <p>第6条 本サービスの情報発信では、「本番」「訓練」「テスト」の3種類のモードを設けます。情報発信者は、<u>必要に応じてモードを切り替え、情報を発信することができますが、モードの選択には細心の注意を払わなければなりません</u>。</p> <p>2 情報伝達者は、発信された情報のモードが「訓練」あるいは「テスト」である場合、その情報を実際の伝達に使用してはなりません。 <u>ただし、訓練等において、参加する情報発信者と情報伝達者が</u></p>

現行	改定
<p>3 モードの誤用に起因するトラブルについては自己責任とし、コモンズセンターは一切責任を負わないものとします。</p> <p>附則</p> <p>本細則は平成 23 年 6 月 13 日から施行します。</p> <p>附則(平成 25 年 4 月 1 日改正)</p> <p>本細則の改正は平成 25 年 5 月 1 日から施行します。</p> <p>附則(平成 27 年 4 月 1 日改正)</p> <p>本細則の改正は平成 27 年 5 月 1 日から施行します。</p>	<p><u>個別にかつ明示的に、「訓練」もしくは「テスト」モードで発信された情報の地域住民への伝達について合意し、かつ、その情報が地域住民が誤って認識することがないように事前周知等の措置が講じられている場合においては、その情報の利用を妨げるものではありません。</u></p> <p>3 モードの誤用に起因するトラブル等については、<u>自己責任とし、Lアラート運用</u>センターは一切責任を負わないものとします。</p> <p>附則</p> <p>本細則は平成 23 年 6 月 13 日から施行します。</p> <p>附則(平成 25 年 4 月 1 日改正)</p> <p>本細則の改正は平成 25 年 5 月 1 日から施行します。</p> <p>附則(平成 27 年 4 月 1 日改正)</p> <p>本細則の改正は平成 27 年 5 月 1 日から施行します。</p> <p><u>附則(平成 28 年 1 月 4 日改正)</u></p> <p><u>本細則の改正は平成 28 年 2 月 1 日から施行します。</u></p>